

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公表番号】特表2017-516757(P2017-516757A)
 【公表日】平成29年6月22日(2017.6.22)
 【年通号数】公開・登録公報2017-023
 【出願番号】特願2016-562228(P2016-562228)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 36/82 (2006.01)
 A 6 1 K 38/17 (2006.01)
 A 6 1 K 31/726 (2006.01)
 A 6 1 P 19/02 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 2 3 K 10/30 (2016.01)
 A 2 3 K 20/147 (2016.01)
 A 2 3 K 20/163 (2016.01)
 A 2 3 K 50/40 (2016.01)

【F I】

A 6 1 K 36/82
 A 6 1 K 37/12
 A 6 1 K 31/726
 A 6 1 P 19/02
 A 6 1 P 43/00 1 0 5
 A 2 3 K 10/30
 A 2 3 K 20/147
 A 2 3 K 20/163
 A 2 3 K 50/40

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月9日(2018.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

猫または犬の関節炎を予防または治療するのに使用するための、緑茶抽出物、コラーゲンおよびコンドロイチンを含む組成物。

【請求項2】

前記関節炎が骨関節炎である、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

猫または犬の平均余命を増加させるのに使用するための、緑茶抽出物、コラーゲンおよびコンドロイチンを含む組成物。

【請求項4】

猫または犬の老化を遅らせるのに使用するための、緑茶抽出物、コラーゲンおよびコンドロイチンを含む組成物。

【請求項5】

前記組成物が、以下の範囲で存在する成分のいずれか1つ以上を含む：緑茶抽出物は1

5 m g から 5 g、加水分解コラーゲンは 5 0 m g から 1 7 g、およびコンドロイチンは 1 0 m g から 4 g：請求項 1 から 4 いずれか 1 項記載の組成物。

【請求項 6】

前記組成物が食品の形態にある、請求項 1 から 5 いずれか 1 項記載の組成物。

【請求項 7】

猫または犬の関節炎を治療する方法であって、前記猫または犬に、緑茶抽出物、コラーゲンおよびコンドロイチンを含む組成物を投与する工程を有してなる方法。

【請求項 8】

前記関節炎が骨関節炎である、請求項 7 記載の方法。

【請求項 9】

猫または犬の平均余命を増加させる方法であって、前記猫または犬に、緑茶抽出物、コラーゲンおよびコンドロイチンを含む組成物を投与する工程を有してなる方法。

【請求項 10】

猫または犬の老化を遅らせる方法であって、前記猫または犬に、緑茶抽出物、コラーゲンおよびコンドロイチンを含む組成物を投与する工程を有してなる方法。